赤平市市営住宅申込案内

赤平市泉町4丁目1番地

赤平市建設課住宅係

直通電話　0125-32-1820

公営住宅について

公営住宅とは、住宅に困窮している低所得者向けに建築された公共賃貸住宅です。
入居するためには一定の資格が必要で、収入にも基準がありますので、下記の内容を確認し申込をしてください。また、入居されてからも毎年収入申告をしていただくことになっています。
なお、住宅の空き状況につきましては、事前に窓口や電話でお問合わせください。

入　居　資　格

●住宅に困窮していることが明らかであること
●持家がないこと
●世帯の収入が基準以下であること
●入居予定者全員が市町村に係る地方税を滞納していないこと
●入居予定者全員が暴力団員ではないこと
※婚姻予定で申込される方は、申込日から3か月以内に入籍し、入居指定日から同居することが条件となります。
※離婚予定では申込できません。

収　入　基　準

【公営住宅】

一般階層	収入月額　158,000円以下
裁量階層	収入月額　259,000円以下

【改良住宅】

一般世帯階層・裁量階層	収入月額　158,000円以下

※裁量世帯とは、次のいずれかに該当する世帯のことです。

・高齢者世帯	入居者が60歳以上で、同居者も60歳以上または18歳未満
・障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までのかた 療育手帳の交付を受けているAまたはB判定のかた 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級または2級のかた
・子育て世帯	同居する家族の中に、義務教育終了前の子がいる世帯
・若年夫婦世帯	夫婦ともに40歳未満

●収入月額とは、入居申込者及び同居者の過去1年間における所得金額の合計額から控除額を差し引いた額を12で割り、1ヶ月分に換算した額をいいます。

収入月額＝（世帯員全員の年間所得金額－控除金額）÷12

控除対象者及び控除額について

区　分		控除を受けられるかた	控除額 （一人当たり）
1 親族	同居者	本人以外で同居しているかた	38万円
	別居扶養親族	市営住宅には入居していないが、所得税法上の扶養親族であるかた	
2 収入	給与	給与所得又は公的年金等に係る雑所得があるかた	10万円 （所得金額が10万円未満のときはその額）
	年金		
特別控除	3 老人扶養親族 4 老人控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者	10万円
	5 ひとり親	本人又は同居者のうち、次に該当するかた 婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでないかた・離婚・死別をしたのち婚姻または事実婚状態にないかたで、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得金額が500万円以下のかた	35万円まで （所得金額35万円未満のときはその額）
	6 寡　婦	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にないかたで以下のいずれかの要件を満たすかた ①夫と離別したかたで、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下のかた ②夫と死別等したかたで、合計所得金額が500万円以下のかた	27万円まで （所得金額27万円未満のときはその額）
	7 特別障害者	身体障害者手帳　1・2級 精神障害者保健福祉手帳　1級 療育手帳　A判定 戦傷病者手帳　特別項症から第三項症	特別障害者 40万円
	8 障害者	上記以外の 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳	普通障害者 27万円
	9 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者は除く)	25万円

（注1）　特別控除（3～8）は所得税法上認定されたかたであることが必要です。

（注2）　特別控除の年齢要件については、10月1日が基準日となります。

（注3）　ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるかたは適用外となります。

収　入　分　位

◎収入月額により家賃額が変わります。

収入分位	収入月額	公営	改良
1	0 円 ～ 104,000 円	一般階層	一般階層 裁量階層
2	104,001 円 ～ 123,000 円		
3	123,001 円 ～ 139,000 円		
4	139,001 円 ～ 158,000 円		
5	158,001 円 ～ 186,000 円	裁量階層	受付不可
6	186,001 円 ～ 214,000 円		
7	214,001 円 ～ 259,000 円		

シルバーハウジング

【青葉団地シルバー・日の出団地シルバー・幸団地シルバー・新光団地シルバー】

シルバーハウジング住宅とは、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯などが安心して快適な生活ができるような設計で、万一の時に生活援助員（LSA（ライフサポートアドバイザー））が駆けつける「高齢者専用市営住宅」のことです。

●入居資格、収入基準については、公営住宅に準じる。

●入居者の年齢が60歳以上であること。

同居者も60歳以上または18歳未満であること。

夫婦の場合、どちらかが60歳以上であれば入居可能ですが、万が一60歳未満のかたが単身となった場合は退去となります。

●緊急通報システムが設置されています。

※いずれかの電話回線が必要となります。

団地名	必ず用意してもらうもの
青葉団地シルバー	固定電話（光回線電話不可）
日の出団地シルバー	固定電話（光回線電話不可）
幸団地シルバー	固定電話（光回線電話不可）　または　携帯電話
新光団地シルバー	固定電話（光回線電話不可）　または　携帯電話

生活援助員(LSA)が行う主なサービス	
生活相談	高齢者の心配ごと相談、健康相談をはじめ生活全般にわたる相談受付
安否確認	1日1回、電話や訪問による声かけ
緊急時の対応	部屋に備え付けの緊急通報システムのボタンを押せば、昼間は生活援助員(LSA)が対応し、休日・夜間などは消防の救急隊が対応
関係機関への連絡	必要に応じて対応
★管理人業務	公営住宅の用途変更または模様替え申請に関すること
	工作物設置の許可申請に関すること
	同居または入居承継の許可申請に関すること
	入居者の異動や長期不在または退去の届出に関すること
	公営住宅の修繕願に関すること
	入居者に対し納入通知書を配布すること
団地共用部の管理	管理人室、相談室、共用部の整理清掃及び備品の管理
	必要に応じて敷地内の草刈り
	住棟メイン玄関と市道につながる通路と、灯油タンク、ガス庫の除雪 ※除雪は必要最低限ですので休日は入居者で行うこと

有料駐車場について

●有料駐車場がある団地

【公営】　青葉団地A棟・B棟・C棟・D棟・青葉シルバー・若草団地・幸団地・幸シルバー
日の出シルバー・茂尻第一団地・新光団地・新光シルバー・吉野第一団地

【改良】　福栄団地

●有料駐車場を使用する場合は契約が必要です。

●駐車場を契約できるのは、入居者(世帯主・同居家族)が所有又は使用する自動車に限ります。

●入居者が自動車を所有せず、来客などの為に契約することはできません。

●原則として1世帯に1台です。2台目からは、空き区画があれば利用できますが、場合によっては明け渡していただくこともあります。

●使用料は、1台につき　1か月あたり　2,540円

住　宅　管　理　人

ほとんどの市営住宅には住宅管理人がいます。

管理人業務の内容は、上記の表の★管理人業務を参照してください。

入居申込に必要なもの

※ 状況に応じて他の書類が必要になる場合もあります

提　出　書　類	内　　容	ダウンロードできる　書類
市営住宅入居申込書	必要事項を全て記入	1 赤平市市営住宅入居申込書
住民票 （入居者全員）	本籍が記載されているもの	
収入のわかるもの （収入があるかた全員分）	給与のかた → 源泉徴収票の写しや給与証明書など1年分の収入がわかるもの 年金のかた（複数ある場合はそれぞれ必要） → 公的年金の源泉徴収票や支払通知書などの写し 営業収入のかた → 確定申告書の写しや営業収入見込申告書など 無職のかた → 失業中で離職票や雇用保険受給資格者証があるかたはその写し	2 給与証明書 3 営業収入見込申告書 4 無職無収入申出書
健康保険証の写し （入居者全員）	保険者番号及び被保険者記号・番号を消して提出	
同意書及び確認書	市内からの住替えの場合 → 税務課　地方税納付状況確認用 警察署　暴力団関係者確認用 他市からの転入の場合 → 警察署　暴力団関係者確認用	5 同意書（税） 6 確認書 7 同意書（暴） 7 同意書（暴）
市営住宅入居請書	入居者・緊急連絡人それぞれ押印して提出	8 赤平市市営住宅入居請書
緊急連絡人の住民票	本籍が記載されているもの	
障害者手帳などの写し （該当するかた）	身体障害者手帳、療育手帳など氏名と等級がわかるようにして提出	

※鍵渡し日に敷金（家賃2か月分）を納めていただきます。

有料駐車場契約に必要なもの

提　出　書　類	内　　容	ダウンロードできる　書類
市営住宅駐車場使用申請書	1台ごとに契約が必要	9 赤平市市営住宅駐車場使用申請書
同意書	警察署　暴力団関係者確認用	7 同意書(暴)
車検証の写し		

入居にあたっての注意事項

●ペットは飼うことができません。預かることも禁止です。敷地内で野生動物に餌やりも禁止しています。

●毎年、収入申告が必要です。未申告の場合は、収入に関係なくその部屋で1番高い家賃になります。

●家賃を3か月以上滞納したとき、住宅などを故意に壊すなどの行為をしたときは、市営住宅を直ちに明け渡していただく場合があります。

●住宅内の清掃や建物周辺の草刈り、除雪など団地の共用部分の日常的な管理は入居者に行っていただきます。

●家賃のほかに共益費・給湯器のリース代など必要となる団地があります。(料金は団地により異なります。)

※共益費は共同施設の維持管理に必要な経費ですので、入居者の皆様に負担していただきます。

① 共同で使用する電灯・電力費、汚物及び塵芥処理費

② 共同で使用する消耗品の購入費

③ 団地内通路、屋根などの除排雪及びその費用

④ 排水管の清掃及びその費用

⑤ 屋外の清掃及びその費用

●有料駐車場では、決められた区画以外には駐車禁止です。
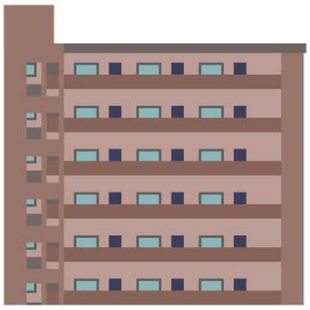
全ての書類が揃ってから審査をするため、入居するまでには申込から2週間程度かかります。